

監 査 報 告 書

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
理事長 多 田 宏 治 殿

平成29年5月9日

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

監 事 伊 藤 佳 江 印

監 事 鯨 井 康 夫 印

監 事 細 田 長 司 印

私ども監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第18会計年度における会計及び業務の監査を行った結果を、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 公益法人会計基準に規定する財務諸表は、会計帳簿の記載の金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) LSシステムの導入により、会員の業務報告の負担が軽減され、業務報告書の提出が促進されていると認められ、また、業務報告遅滞解消に向けた取り組みについても、一定の成果が認められる。

一方で、なお、業務報告を故意に怠っている会員がいるのも事実である。業務報告制度は、当法人の存在根拠ともいえる根幹の制度であり、有効かつ適正妥当な運用が図られるべきであるが、依然として、この認識に欠ける会員が少なからずいる。このことは、不祥事発生の温床ともなりかねないところから、これが当法人の存在を揺るがしかねない事態であることをしっかりと認識し、業務報告制度の有用性を高めるとともに、この有用性のさらなる周知徹底を図られたい。これにより、今後の不祥事の

防止につながり、ひいては、成年後見制度における当法人の信頼の確保と更なる役割が期待される。

昨年に引き続き、同様の意見を書かざるを得ないことは、誠に遺憾である。

- (3) 会費制度については、成年後見制度の利用促進施策の進捗状況や方向性をも見据えながら、引き続き検討を進められたい。
- (4) 役員及び事務局の執務環境の改善はもはや待ったなしのところきている。今後の事業の拡大等に応じた職員体制の増大等に鑑みれば、引き続き現在の所在地に事務局を置きながら、役職員の執務環境、労働環境を適切に保つことは困難だというべきである。事務局の移転・拡張を早急に図るべきである。

度々指摘されている役員の自己犠牲的執務体制を早急に改善すべきである。

役員構成については、常務理事制の導入を検討する等の取り組みがみられるが、導入後の検証を行うとともに、職員の事務担当の適正配置もふくめて、今後とも改善を図られたい。また、支部の役員・事務局体制についても、引き続き配慮されたい。
- (5) 各支部の経理業務は各支部における担当役員が所管しており、会計監査については、各支部が選任する支部監査に委ねられている。支部監査の適正性については、支部監査作成による支部監査チェックリストにより行っている。それによると概ね適正に行われていると判断することができるが、一部支部においては現金出納帳を備えていない等不適当な経理処理が行われていることがうかがわれる。そこで、担当役員による日々の経理処理の適正さをさらに徹底されたい。さらに本部・支部の内部統制組織の改善、監査の充実が必要である。
- (6) 支部事業や支部経費については、本部が納入を受けた会費等からの交付金等を主な財源として各支部の裁量により実施し、賄っている。その結果、支部によっては年間経常費用の数倍に上る繰越金を発生せしめているところもある。これは公益法人の財務の在り方として問題がある。この際、小規模支部に配慮しながら、例えば年間経常費用相当額を超える繰越金については単体会からの助成金を除いた金額を、本部会計に繰り入れる等の措置を検討すべきである。
- (7) 東日本大震災及び熊本地震の被災支援対策については長期にわたる対応が求められる事柄であるが、引き続き支援をすすめるよう、要望する。
- (8) 事業報告書の内容は事実と認めうる。
- (9) 理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上